

森林共生フォーラム規約

森林共生フォーラムの会費に関する規約

平成 21 年 2 月 18 日

森林共生フォーラム事務局

森林共生フォーラム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「森林共生フォーラム」と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 森林に対する国民の要請の多様化に対応して、森林と人との共生に関する総合的な調査、研究、情報の収集、提供、セミナー、研修会等を行い、森林機能の増進、地域の振興、発展等に資するため、森林共生フォーラムを設ける。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

森林と人との共生に関する総合的な情報の収集、提供

森林と人との共生に関するセミナー、研修会、視察会等の開催

森林の総合利用に関する手法の開発、調査、研究

国有林野の利活用に関する情報の収集、提供

その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 本会の目的に賛同する法人、その他の団体及び個人は、本会の会員となることができる。

(会員の権利)

第5条 会員は、本会が発行する機関誌の配布を受けるほか、本会が行う活動に参加することができる。

(入退会)

第6条 入退会をしようとする者は、代表幹事が別に定める入会申込書・退会届書を代表幹事に提出しなければならない。

2 代表幹事は、入退会を承認したときは、その旨を通知するものとする。

(除名)

第7条 代表幹事は、会員が次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決を経て、これを除名することができる。

会費を1年以上滞納したとき

本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき

(会費)

第8条 会費は、年会費及び入会金とし、総会で別に定める。

第4章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

代表幹事 1名

幹事 8名以上10名以内(代表幹事及び事務局長を含む。)

事務局長 1名

監事 1名又は2名

(役員を選任)

第10条 幹事及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外のものから幹事3人以内を選任することができる。

2 代表幹事、事務局長は、幹事会で幹事の互選により選任する。

3 幹事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第11条 代表幹事は、本会を代表し、会務を総理する。

2 事務局長は、代表幹事の命を受けて本会の業務を掌理し、事務を総括するとともに、代表幹事に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は補充により選任された役員任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第 13 条 役員は、本人の申し出のあったとき、又は本会の役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても幹事会の議を経て代表幹事がこれを解任することができる。

(顧問等)

第 14 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、幹事会の承認を得て、代表幹事が委嘱する。

第 5 章 会 議

(総会の開催等)

第 15 条 総会は、毎事業年度終了後、2 箇月以内に代表幹事が招集する。ただし、幹事会が必要と認めるとき、又は会員総数の 3 分の 1 以上から請求があった場合は、臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議決等)

第 16 条 総会は、会員の過半数が出席して成立し、その議決は、この規約に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、書面又は代理人をもって議決権を行使しようとする者は、出席者とみなす。

2 総会の議長は、代表幹事がこれにあたる。臨時総会の議長は、出席会員の互選による。

(総会の決議事項)

第 17 条 この規約において、別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

規約の制定又は改廃

解散及び残余財産の処分

会費の額及びその徴収方法の決定

事業計画及び収支予算の決定

事業報告及び収支決算の承認

その他幹事会において必要と認めた事項

2 前項の第 1 号及び第 2 号は、特別議決事項とし、出席者の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、事務局が議事録を作成し、備え付けておかなければならない。

(幹事会)

第19条 幹事会は、代表幹事、事務局長、幹事をもって構成し、この規約に定めるもののほか会務の執行に関する重要な事項について決定する。

- 2 幹事会は、代表幹事が必要と認めるとき、これを招集する。
- 3 幹事会の決議等は、第16条を準用する。

第6章 部 会

(部 会)

第20条 本会に会務の運営及び第3条各号に掲げる活動の円滑な遂行のために必要な部会を設けることができる。

- 2 部会の設置は、幹事会の承認を得て代表幹事が定める。

第7章 会 計

(経費の支弁)

第21条 本会の経費は、年会費、入会金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

(予算及び決算)

第23条 本会の予算及び決算は、総会に諮る前に幹事会の議を経なければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するため、事務局長の所属する団体に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、代表幹事がこれを定める。

(帳 簿)

第25条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。
会計に関する帳簿及び証拠書類
その他事業の運営に必要な帳簿及び書類。

第9章 雑 則

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、業務の運営上必要な場合は、幹事会の承認を得て、代表幹事が別途細則を定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平14年2月6日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第17条第4項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の役員は、第10条の規定にかかわらず、別紙によるものとし、その任期は第12条の規定にかかわらず、第1回通常総会の終了の日までとする。
- 4 本会の設立準備に要した経費については、第22条の規定にかかわらず、最初の事業年度の支出とする。

附 則

- 1 この規約は、平成14年2月15日から施行する。
- 2 この規約は、平成21年2月18日から施行する。

森林共生フォーラムの会費に関する規約

第1条 フォーラムの会費は、次のとおりとする。

年会費 法人、その他の団体 10万円、個人 1万円

入会金 法人、その他の団体 10万円、個人 1万円

第2条 部会に要する経費は、幹事会において決定する。

附 則

この規約は、平成4年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成14年2月15日から施行する。
- 2 第1条にかかわらず、特別な事情があると認められる場合は、代表幹事は、幹事会に諮って入会金を免除することができる。